

特定非営利活動法人人財育成ネットワーク推進機構 賛助会員規約

第1条：賛助会員の資格

1. 賛助会員とは、特定非営利活動法人人財育成ネットワーク推進機構(※以下、「本法人」)の趣旨に賛同し本規約を承認の上、賛助会員メンバーとして入会を申し込み、本法人に登録され、承認された、個人または団体を指します。
2. 賛助会員は、入会手続きを完了した時点で、本規約の内容を承諾したものとみなします。
3. 賛助会員はその資格を第三者に利用させたり、譲渡、貸与、売買等を行うことはできません。

第2条：入会

賛助会員に入会を希望する者は、入会申込書に所定事項を記入して本法人に提出し、年会費を支払います。申込書の受領及び年会費の振込を事務局が確認した日を以ってメンバーの入会と致します。本法人の理事会から当該申込希望者の入会を適当でないと発議された場合、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知します。

第3条：賛助会員の有効期限

賛助会員の有効期限は、毎年10月1日～9月30日迄の1年間とします。また、途中入会された場合でも、有効期限は、翌年9月30日迄と致します。

第4条：賛助会員の会費

1. 賛助会員の会費は、年額金5万円(1口分)とします。尚、毎年4月1日～翌9月30日の間に新規入会された方には、年会費の半額(2万5千円)を申し受けます。
2. 一旦納入された会費は、原則として返還致しません。

第5条：賛助会員プロフィール変更の届出

1. 賛助会員は、住所、電話番号、メールアドレス等、本法人への申込内容に変更があった場合、速やかに当法人に変更の届出をして下さい。
2. 前項の届出が無く賛助会員が不利益を被った事柄に関し、本法人は一切の責任を負わないものとします。

第6条：賛助会員メンバー資格の喪失

賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失します。

1. 退会したとき
2. 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
3. 本規約の何れかの条項に違反し、本法人が除名を決定したとき

第7条：退会

退会を希望する者は、別に定める退会手続きを取り、任意に退会することが出来ます。

第8条：除名

賛助会員が以下の何れかに該当する場合には、本法人はメンバーを除名することができるものとします。

1. 本規約等に違反したとき
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第9条：守秘義務

賛助会員は、本法人の活動に参加する中で知り得た機密情報に関しては、第三者に対して開示・漏洩してはなりません。

第10条：免責事項

本法人は、賛助会員同士及び賛助会員と第三者との間で生じたトラブルに関しては、一切責任を負わないものとします。

第11条：会員情報の取扱い

会員が申込書、アンケート等に記載した情報(以下、「会員情報」と言います)を厳重に保管します。本法人は、正当な理由がある場合を除いて第三者に会員情報を開示することはありません。

以上